

閲覧に際しての注意事項

- ◎ 閲覧の際は、本人の確認の為、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。
- ◎ 個人の基本的な人権またはプライバシーを侵害するおそれがある場合や、申請目的以外に利用されるおそれのある場合、閲覧を制限させて頂くこともあります。
- ◎ 閲覧は、係員から指示された閲覧場所で行ってください。
- ◎ 閲覧中は、以下の事項を厳守してください。

- 1 選挙人名簿の抄本は、丁寧に取り扱いってください。書き込み、チェックを入れることや抄本の上で筆記や加筆はしないでください。
- 2 以下の閲覧方法を厳守してください。

方 法	可 否
読み取り	○
筆記（ノート等への書き写し）	
パソコンへの直接入力	
写真（スマホ・デジカメ・簡易カメラ等）	×
スキャン（携帯タイプのスキャナー等）	
コピー	

- 3 閲覧場所での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- 4 離席の際、選挙人名簿の抄本を閲覧場所以外に持ち出さないでください。

- ◎ 閲覧にパソコンを使用する場合は、「選挙人名簿閲覧申出書」の備考欄にPCを使用する旨記載するとともに、様式「選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る留意事項」をご確認の上、「選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る誓約書」を提出してください。
- ◎ 閲覧事項を書き写した場合は、閲覧終了後に、筆記資料、データ等をコピーさせていただきます。（公職選挙法第28条の4第5項、規則第3条の2第3項）
- ◎ 閲覧目的が調査研究の場合は、調査研究の成果物（報告書など）を後日、選挙管理委員会事務局へ提出してください。